

議 第 4 2 号

平成31年 2 月 1 8 日提出

熊本市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

熊本市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号の規定により」を「第104条第7項第2号に規定する」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提出理由）

学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。